

事業計画書

作成日 令和4年3月 日

理事長 後藤 辰也 印

社会福祉法人 七戸美光園

所在地 上北郡七戸町字上町野82番地 1

1. はじめに

社会福祉法が平成29年4月より改正・施行され、すべての社会福祉法人に次の項目の実施を課するものとなる。

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ・ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

これ等はその主たる視点として、社会福祉法人がより地域社会に貢献するよう求めている。そのことに対して、法人はしっかりと応えていかなければならない。地域支援資源として、地域に根差してより貢献できるよう努めていきたいと思う。

2. 運営方針

1) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して相互的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

2) 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明化の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

3) 事業種別

一 第一種社会福祉事業

児童養護施設 美光園 定員 45名

二 第二種社会福祉事業

城北こども園 定員 100名

道ノ上こども園 定員 65名

城北児童センター

三 公益事業

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

4) 職員数 (令和4年3月1日現在)

本部	正	2名			
児童養護施設 美光園	正	36名	準	1名	パート 3名
城北こども園	正	8名	準	15名	パート 3名
道ノ上こども園	正	7名	準	11名	
城北児童センター	正	6名			パート 2名
		59名		27名	8名 計 94名

5) 役員定数

理事長	1名
評議員	7名
理事	6名 (理事長を含む)
監事	2名

3. 概要・沿革

名 称 社会福祉法人 七戸美光園

歴代理事長
 初代 金子 聖海 (故)
 二代 藤嶋 均 (故)
 三代 金子 フユ (故)
 四代 盛田 庄兵衛
 五代 後藤 辰雄 (故)
 現 後藤 辰也

昭和25年	9月	7日	少年の家美光園として設立認可 (定員20名)
昭和28年			木造60坪を増築 (定員50名)
昭和35年			幼時棟増築 (定員70名)
昭和35年	5月	14日	社会福祉法人七戸美光園として法人認可を受ける 名称 児童養護施設 美光園 となる
昭和42年	10月	1日	天間みどり保育園 事業開始
平成15年	4月	1日	城北保育園 事業開始
平成21年	4月	1日	道ノ上保育園 事業開始
平成27年	3月	31日	天間みどり保育園 事業終了
平成27年	4月	1日	城北児童センター 事業開始
			城北・道ノ上保育園はこども園として事業開始

4. 事業計画

“中・長期事業計画”

現在の少子化時代において、経営の安定・継続のためには各施設共に今後は児童数の確保等の強化を図らなければならない。その為には地域密着を目指し、地域の子育ての支援資源としての役割を強化していくよう努めなければならない。特にこども園においては、対象地域に他法人の同様施設が数カ所あるため、その競合は必至である。社会ニーズを早く正確に把握し、それに応えるようなコンテンツの立案実施を図る。

また、職員の人数の確保と育成に関しても課題がある。昨今の人材不足は、さらに業種や県内・県外を問わずに競合となる傾向を強める。そのような中で、職員の確保の為には働きやすい環境を作り、利用者にも職員にも魅力ある施設を目指さなければならない。

“短期事業計画”

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）

理事会及び評議会が設置されているが、なお一層のガバナンスの強化を図る。理事会は年に4回、また評議員会は年に1回以上開催し法人および施設の健全なる運営を図る。

また、税理士事務所との顧問契約をし、財務規律の強化を図るため四半期ごとの外部監査を受ける。また、それと同時に上記の3点の実施に注力をする。

・ 地域における公益的な取組を実施する責務

国の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を受け、県からの委託として同事業を行う。社会的養護の子ども達が、高校卒業後に進学就職に関わらず生活負担を軽減させ安定した自立生活を送ることにつなげたい。国、県としても原資のある限りは事業継続の方向とこのことなので、ここ数年は大丈夫と思われる。

城北・道ノ上各こども園は幼保連携型認定こども園としてさらに養育プログラム等の充実を図り、地域理解を得つつ児童数の確保増進を目指す。このことについては、R5年度を見据えた行政との話し合いの場を持つ。

また、城北児童センターも他施設同様に地域理解を得ながら子育て支援の地域資源としての一翼を担う。

・ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

両こども園共に併設している子育て支援センターなどを通じて、地域サービスの充実を図る。センター利用者のみではなく地域の子育ての拠点として子育て相談や、養育研修などを行い地域住民への還元を図る。

また、県社協立ち上げの広域福祉支援の事業へ参加し、地域への還元を行う。